一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市狩尾字下山一六九二、字日下一八三六の一二、一八三六の四四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下山一六九二、字日下一八三六の四四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県玉名市安楽寺字石原一五六一、一五六二、字染山一七三九、一七四一の五、一七六一、一七六二、一七六三の一、一七六三の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字染山一七三九、一七六二、一七六三の三、字石原一五六一・字染山一七六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大字花月字駄止二二七七の七・字ツラタカ二三一〇の一〇（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市東区瀬戸町塩納字東山一二四六の三、一二四八の三、一二五二の二、一二五四の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市東区瀬戸町塩納字東山一二四六の四、一二五二の一、一二五二の三、一二五四の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県瀬戸内市邑久町尻海字奥三谷一三七五の一三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市下久堅南原二八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字奥山田字山田入三六八一の五八四、三六八一の五八五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市下久堅南原二八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡根羽村一〇五一の一三八、一〇五一の二五八、一〇五一の二六八、一〇五一の二九、一〇五一の二七一、一〇五一の二七二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
根羽村一〇五一の一三八・一〇五一の二五八・一〇五一の二六八・一〇五一の二七一・一〇五一の二七二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年十月十三日
農林水産大臣　鹿野　道彦